旧広島陸軍被服支廠 安全対策・価値調査等検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 旧広島陸軍被服支廠の建物の安全対策や建築物としての価値調査の監修などを目的として,「旧広島陸軍被服支廠 安全対策・価値調査等検討会議」(以下「検討会議」という。) を設置する。

(所掌)

- 第2条 検討会議の所掌は、次の各号とする。
 - (1) 広島県が実施する旧広島陸軍被服支廠の安全対策の監修に関すること
 - (2) 広島県が実施する重要文化財指定に向けた旧広島陸軍被服支廠の価値調査の監修に関すること
 - (3) その他旧広島陸軍被服支廠の安全対策や価値調査等の推進に必要な事項に関すること

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 耐震補強を含む建築構造に関し知見を有する者
 - (2) 煉瓦建築物に関し知見を有する者
 - (3) 歴史的建造物の修復に関し知見を有する者
 - (4) その他知事が必要と認める者

(会長)

- 第4条 検討会議には、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議全体を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

- 第5条 検討会議は、必要に応じて会長が招集し、主催する。
- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、国、広島県、広島市で構成する旧陸軍被服支廠の保存・継承に かかる研究会に置き、検討会議の庶務は、広島県総務局経営企画チームが行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。